変更届作成にあたっての作業メモ②

■教職

適用年度	2019~2021	2022~2024	2025~	
カリキュラムの違い		教育の方法及び技術(情報機器	教育に関する社会的、	
		及び教材の活用を含む。)	制度的又は経営的事	
		\downarrow	項 (学校と地域との連	
		・教育の方法及び技術	携及び学校安全への	
		・情報通信技術を活用した教育	対応を含む。)の選択	
		の理論及び方法	必修科目追加	

■日本史学特殊講義の名称変更の扱い

2024年度までに「日本史学特殊講義 A」の既修得者は「古代史特殊講義」の受講はできない。 また、「日本史学特殊講義 B」の既修得者は「中世史特殊講義」の受講はできない。

→学内の会議で確認しておく必要がある。

過年度の学則を変更することができないが、学則との関係の整理

付 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前の入学生については、なお従前の規定による。
- 3 令和 6 年度以前の入学生に対して、教授会が履修を認める必要があると判断するときは、教授会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

この付則第3項を適用するため、教授会で過年度学則に記載のない授業科目について受講を認めることについて確認が必要。

上記の変更を履修ガイドにどう表記するか。

科目区分	授業科目名	配当年次	単位	履修 方法
日本史・外国史	• • •			
	• • •			
	★ 日本史学特殊講義 A	3	2	選択
	★ 日本史学特殊講義 B	3	2	選択
	☆1 古代史特殊講義	3	2	選択
	☆2中世史特殊講義	3	2	選択

- ★印の科目は現在開講されていません。
- ☆1 2024 年度までに「日本史学特殊講義 A」の既修得者は「古代史特殊講義」を受講できません。
- ☆2 2024 年度までに「日本史学特殊講義 B」の既修得者は「中世史特殊講義」を受講できません。